

# 古史通

二

大政官文庫		
和	一	二
書	五	九
門	七	九
	八	三
	四	冊

內閣文庫		
和	一	二
書	五	九
類	七	九
	八	三
	四	冊

內閣文庫	
番號	和 11597
冊數	4 ( 2 )
函號	141 203



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



古史通卷之二

かくて素蓋鳥神天<sup>ニ</sup>昇<sup>リ</sup>坐<sup>シ</sup>してなほ其あ<sup>ハ</sup>き事<sup>ヲ</sup>止<sup>ム</sup>時<sup>ニ</sup>な

然れども天照大神<sup>ニ</sup>温<sup>ム</sup>給<sup>フ</sup>を恨<sup>ム</sup>こまつ平<sup>ラ</sup>なる御心

よて相<sup>イ</sup>容<sup>メ</sup>ま<sup>シ</sup>ぬに忌<sup>メ</sup>服<sup>ヲ</sup>屋<sup>ニ</sup>坐<sup>シ</sup>て神<sup>ノ</sup>衣<sup>ヲ</sup>を合<sup>セ</sup>織<sup>リ</sup>りし時<sup>ニ</sup>

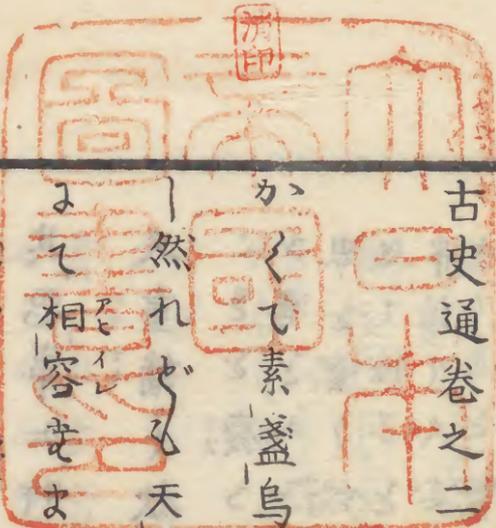
其<sup>ノ</sup>服<sup>ヲ</sup>屋<sup>ノ</sup>頂<sup>ニ</sup>を穿<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>班<sup>ヲ</sup>馬<sup>ヲ</sup>と逆<sup>ニ</sup>剝<sup>キ</sup>り剝<sup>キ</sup>て墮<sup>リ</sup>入<sup>リ</sup>て天<sup>ノ</sup>衣<sup>ヲ</sup>織<sup>リ</sup>

女<sup>ヲ</sup>見<sup>テ</sup>驚<sup>キ</sup>き機<sup>ヲ</sup>より墮<sup>リ</sup>去<sup>リ</sup>るに至<sup>リ</sup>て大神<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>石<sup>ノ</sup>屋<sup>ノ</sup>戸<sup>ヲ</sup>を開<sup>ク</sup>

て刺<sup>シ</sup>許<sup>サ</sup>母<sup>ヲ</sup>理<sup>リ</sup>よんあ<sup>リ</sup>に<sup>ハ</sup>ひて高<sup>天</sup>原<sup>ノ</sup>皆<sup>ニ</sup>暗<sup>ク</sup>葦<sup>原</sup>中<sup>ニ</sup>國<sup>ヲ</sup>悉<sup>ク</sup>

闇<sup>ニ</sup>て常<sup>ニ</sup>夜<sup>ヲ</sup>往<sup>キ</sup>萬<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>の聲<sup>ヲ</sup>狹<sup>ク</sup>蠅<sup>ノ</sup>奈<sup>ヲ</sup>須<sup>ヲ</sup>満<sup>チ</sup>萬<sup>ノ</sup>妖<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>く

くに發<sup>リ</sup>ぬ八<sup>十</sup>萬<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>憂<sup>ヲ</sup>迷<sup>ヒ</sup>て天<sup>ノ</sup>安<sup>ノ</sup>の河<sup>ノ</sup>原<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>會<sup>ヲ</sup>集<sup>メ</sup>ひ



古史通 卷之二 〇一 賢堂

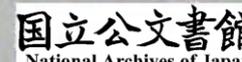
てその祈謝奉るべき方と議り遂に大神を天乃石屋より  
出しまひらするに及びて高天原及び葦原中國おのづら  
ら照テ明ラうらなることを得つ八百萬神共に議りて素盞鳥  
神に千座置戸を科オホせ祓具を責センて其罪を贖ツクりて遂に神  
夜良比ヤラヒの夜良比ヤラヒ此此一節下の一書に據りて去るは所也  
其惡事止時なしとハ日神の御田ミタは春ハ放ハ樋埋溝毀畔  
又重播ニキマし秋ハ刺串伏馬の類也放樋讀で比波那知とい  
こきを廢スつ也埋溝讀ミで美曾ミ宇ウ讀クで阿波ア水ミと田タは通ス  
界サを壊スり毀スふ以テ塞セく也毀畔讀ミで阿波ア水ミと田タは通ス  
糸イトを種タネ子コを下シれ時トキハ其土ツチ瘡ヤて穀コメの實ミなる事コトを得テ刺  
串讀ミて馬ウマと繫ヒき志佐サ志シて秋穀アキコメを踏ミしむるなり  
立タて馬ウマと繫ヒき志佐サ志シて秋穀アキコメを踏ミしむるなり

愠恨給ウツハ古事記コトワザに據るに御田の畔ハを放ハち溝ミを  
埋ウツられしをバ地ツチ矣ナリ阿多良斯登許曾アタラシトコソ爲ス如此カと諺コトハ大嘗  
聞キ看ミ殿ミヤは屎クノ麻埋散マウリサンらとせしをバ醉サベて吐ク散登許曾トコソ爲ス  
如此カと言ハひて登賀米受カガメウと見ミるこり地を阿多良斯アタラシとハ  
嘗カハ日本書紀ニホノキ注ツは新嘗ニホノキホ作スる纂疏サンソは初ハジメて穀コメを嘗カむる  
也冬時の祭也ニホノキと釋シしタり大嘗ニホノキハ讀ミむル於オ保武倍ホケヒといふ  
よし神代卷抄ニホノキは尺シゆ吐クハ讀ミむル多タ具ツ忌服屋イミフキヤハ舊事紀コトワザハ  
齋服殿イハヒとスるル神服カミフクを織オリる所の殿也ミヤといふハ纂疏サンソ天班  
馬ウマハ鹿也シカといふハ纂疏サンソいハらハあるべきコト駁馬ハチマをハいハふハ  
し逆刺サカシとハ獸を殺スて後に其皮クニを刺スをいハふと見ミるこ  
り纂疏サンソ○延喜式ニギハヤキ破ヤ乃祝詞イハヒにハよリに放ハ樋毀畔埋溝重播  
刺串影戸ササヅク生刺逆刺等ナマササヅクのハフと天津罪アマノツミといふと見え

古今通 卷之二 〇二 一貫堂

天衣織女ハ舊事紀ハ天照大神驚き動ゆハ按をり生  
 て身を傷ひたよへりといふ一説ハ織女雅日姫尊ハ  
 ぐろきて機より墮て體を傷ひて神去まるといふ其雅  
 日姫尊ハ天照大神の妹也と志るるれき纂疏ハ今攝  
 津國生野社ハ此神を祭る所也と又ゆ天之石屋戸ハ舊  
 事紀日本書紀ハ天窓又ハ天磐戸ハの字を用ひ讀ま  
 阿麻能伊播擲又阿麻能伊播等などいふ倭姫世紀の文  
 ハ據るに伊播ハ齋也擲ハ屋也天を祀る乃齋殿を  
 いふなるべし刻許母理ハハ齋殿を鎖して其内に隠  
 き坐す也高天原皆暗く葦原中國悉暗くハ舊事紀ハ六

合之内常闇して晝夜之殊なるを志らば故に萬神の聲  
 狹蠅鳴ごとく萬妖悉発りて常世此國ハ往く羣神憂迷  
 ひて手足内廣凡厥庶事燭を燎して辨ふとあり凡此等  
 の文日神の隠れを誦ひしといふにふりて羣神の憂迷  
 ひしを形容しし所にて古史を考我國の文のさる  
 也旧事紀ハ萬妖悉ハ発り常世國ハ往と志るるれしハ  
 初め素盞鳥神葦原中國にましませし時に萬妖吹風  
 乃ごとく皆發せりと足なき今に至りて其妖此常世國  
 にも來り往くといふりや古事記ハハ常世往く  
 と改め去しりり手足内廣とハ猶今の俗といふと  
 む也手足措くところなきのいひにてもあるべき  
 ハ百萬神とハ羣神といふがごとしおまよハ數に  
 きていひなるべし天之安乃河原ハ舊事紀ハ天ハ端



河原と云るさる其處所不詳ハ湍とハ其川の廣きといふなるべし安といふハその語の轉せし也河原とハ河上といふがごとし天安之河原と日本紀注乃一書又ハ市郷ありさうバ又天ハ湍河ハ久慈河とさしつゝも云るべし祈謝の方を議うし事共其文殊ニ長し舊事紀古事記日本紀古語拾遺水據りてその本要をあらに注ん

八百萬神天安之河原ニ集りて高皇靈神の子思兼神ニ思ハしめて常世の長鳴鳥を集めて鳴しめ思兼神ハ四事紀の諸神を兼こる故又此名ありしと見えさう此神後又天降きり信濃國阿知祝部ハ祖神也といふ常世ハ國の名その説前又見えさう長鳴鳥ハ鶏也これハ鶏鳴きて日出る義り取りとといふなり

天安河の河上乃天堅石を取り天金山の鐵を取りて鍛人天津麻羅を求めて石凝姥命ニ科せて鏡を作らむ天金山其處所不詳天津麻羅も又不詳此事ハ下耳も見えたり四事紀ハ初天津金山ニ銅を採りて石凝姥命とて日像之鏡を鑄さむるといふさう意ニ合ハル紀伊國日前神これなり次に天香山之銅を採りて天糠戸神とて造らしむす形を去る伊勢に崇秘大神ハ四事紀ハ八咫鏡又ハ真經津鏡といふこれ也と見えたり紀の文をあるとめてかく去るしうれありて四事紀ハ天糠戸之神ハ石凝姥命の子なりとしるさるに日本書紀注の一書と古語拾遺と纂疏とにハ石凝姥命ハ天糠戸之神の子也と見えたり伊勢の字を假用ひられしに天糠戸命ハ鏡作連ホの祖神也と見えたり





禮をさるの贊也といふ義よりなり  
 いふる上世の語に爾儀といひ  
 なる古武といふはとて神の御心  
 其長白羽神といふは伊勢國麻績  
 といふは常陸國久慈郡天之志良  
 名式は常陸國天白羽神とて即今  
 あり此神を祭る所也天日鷲神  
 と見え神ハ氏録みよる時ハ神魂  
 昨見神ハ氏録みよる時ハ神魂  
 こ詳ならず此種々の物ハ太玉命  
 兒屋命布刀詔と言禱申して種々  
 ハもぬち神を禮するの費也さ  
 ハ手に執りて奠く義なる布刀詔  
 ハ尊大の稱とて又えこり布刀詔  
 神につぐる辞也旧事紀古語拾遺  
 御幣を捧ぐ大所の神徳と稱讚せ  
 兒屋命相副て所申されと又衣ま

を御戸の櫺子隠し立て天手力男  
 相殿に伊國牟婁郡天手力男神  
 神社紀伊國牟婁郡天手力男神  
 名式又國々の風土記に由天鈿女  
 の天之日影を繫け天香山乃天之  
 山の小竹葉と手草に結ひ手に著  
 戸此前に庭燎を奉多汗氣伏て踏  
 胸乳掛出て裳緒を番登に忍垂し  
 萬神共よ咲く天鈿女命古事記  
 轉ぜし也古語拾遺に於須女とハ  
 故に此名あり今俗強女と於須志  
 す於須志とハ可畏の謂なり手次  
 なる事ども猶下は又えたり手次  
 天鈿女命古事記に於須女とハ  
 天鈿女命古事記に於須女とハ  
 天鈿女命古事記に於須女とハ



なる今も御神樂の時人長の舞事此伎の遺風なるべし  
咲の字讀んで恵良久といふ又樂むるをかくぬらう  
皆是上世の俗と又名きり

天照大神其咲くすを聞召し怪くて天石屋戸を細め開  
て其由を問ひ給ひに天鈿女命こころて汝命まよいて  
貴神坐を歡樂ぬと申せし問ふ天兒屋命天太玉命その  
御鏡をさし出さるゝ怪しきおむしてや御戸を開  
て窺んを其隠き立ちし手カ雄命御手を取りて引出し奉  
る太玉命尻久米繩をりちて御後方より引渡しこれより内  
より還り入まはぬと申しき大神出まはるとき高天原及び葦  
原中國おのづうう照り明らうなることを得たり

の神俱み相見して面して皆白しと手を伸して歌舞ひ阿波禮  
阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憇飲憇と言ふ其御鏡  
八尺鏡也此時其御鏡石屋戸又觸きて少し瑕つく其瑕  
今もみひて猶存すと日本書紀注の一書は八尺久其瑕  
尻久米繩ハ旧事紀又端出之左繩と云る其内外を界今の注  
連といふ物なりこ收を引渡さきハ其内外を界今の注  
義なり注連ハ左り繩は藁の端を出して其内外を界今の注  
日本紀又足ゆされバ端出之左繩と云る其内外を界今の注  
べし旧事紀に古語又凡そ阿波禮と云る皆縁して阿那於  
茂志呂とハ古語又凡そ阿波禮と云る皆縁して阿那於  
を伸して舞也阿那那夜憇ハ竹の葉なり阿那多能志ハ手  
の名その葉を振るの謂なりこれ於茂志なり  
呂多能志教といふの縁也と云る茂志なり  
を科せて其被具を責て鬚を切り手足を抜き其罪を

贖ハし絶て神夜良比夜良比き  
 被物を千處に積置し罪人をし  
 以て置戸といふ也其身を隨小  
 被物の出さへきなきが故に髪  
 るなりと足ゆ慕疏置戸といふ  
 の解除は四座置ハ座置の名り  
 用也これ神世の遺法也と足り  
 四座置ハ座置と称する四とハ  
 數なりと足ゆ又世人慎しこ  
 縁也と旧事紀に足ゆ  
 素盞鳥神逐きたまひ去時に霖  
 蓑として宿を衆神に乞ふ衆神  
 雨甚しといへとも留り休むこと  
 りウケリ此後素盞鳥神我今諸  
 神に逐きて永去らんとい

あむぞ我妙命とあひえんして  
 扇し國を扇して天より上り  
 まん子を怪しこまみすれり  
 つせりよに素盞鳥神誓ひて我  
 らバ我今玉を齧て生らん子必  
 をして葦原中國に降したまへ  
 ゐと生むかゝらバ男をして天  
 命の生ぬらんを此誓ひは  
 神まつ帯せる劔を齧て生し  
 賣命次に湍津比賣命次に田  
 霧比賣命凡て三柱の日女神

おんすでにいて素盞鳥神其髻又纏せり五百津御須麻流  
 の瓊を嚙て生す所の神此名正哉吾勝勝速日天之忍穗耳  
 尊次に天之穂日命次に天津彦根命次に活津彦根命次に  
 燖之速日命次に熊野忍隅命凡て六柱の日子神おんす  
 にあはして素盞鳥神我更に上り来る故に衆神我と處くに  
 根の國を以てし今まさに就去りなるといひ姉命と相  
 見えあるらせむの終に離れりるに忍ぶるあそり此  
 故に上り来るの今ハ見えあはる事既又訖りぬ衆  
 神乃意のおんすにあらむり永罷りたる姉命の天國を照し  
 臨みぬえんす平安よしおせ又我清き心を以て生せる兒

等ハ姉の命に奉るとのさして下り降り降ります天  
 照大神を於ハちの六柱の日子神を取りて御子と名し  
 て養ふなり此一節上の一節を通りて日本書紀注の一  
の注は引し諸書は見えたりと云ふハ初素盞鳥神父の  
大神は逐して天に上りきて後ひ一時に天照大神と共  
誓約ておんす御子を生す後ろの悪事やまはして  
おんす衆神は逐して天に上りてその所行無状して衆  
神は初素盞鳥神天に上りてその所行無状して衆  
神は逐れおんすのちに天に還り上りて其時天  
照大神と誓ひて最長トころに似こまは今ち  
説事理はおんすに似こまは今ち  
ところあり  
 衆神共拒ぐと下り日本書紀注の一書ハこれ  
 より以來世に笠蓑を着て他人の屋の内に入るを諱

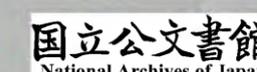
まこと東草を負ふて他人の屋の内み入る子を諱むこれ  
 を犯しめのあれむ必くは解除を料すこれ太古の遺俗  
 也とつふるあり天を扇し國を扇まとはなほ天地を動  
 うれといふごとく日本書紀又此神天は昇る時子冥  
 海鼓き盪ひ山岳鳴り响ふる神性雄健が然らしむる  
 なりといひしるのごとく御身は武備を装ひりよとハ  
 此神還り上りりよと天に命えあるをせて告申され  
 ば天照大神我邦勢の上來る故たまは好意あるに必  
 らん我國を奪つむとやりよ歎吾婦女なりといふとも  
 いふんを避くべきやと諺ひてこれりち御髪を解て御

鬘と一御髪を結ひて御髻とし御裳を縛ひて御袴とし  
 其左り右りの御鬘ももよと御鬘もも左右の御手にも  
 おのくハ尺句玉の五百津比御須麻流を纏ひ曾比良  
 むハ千入之勒を負ひ曾比良もハ五百入之勒を附け太  
 太武伎ハ伊都之竹靴を取り佩きて弓弮を振立て堅  
 庭とバ向股も踏那豆美沫雪如蹶散して伊都之男建踏  
 建ひりへりと見多と御髪ハ讀で美加豆羅といふ御鬘ハ  
 讀で美加豆羅といふ神代卷抄もよるに上世ハ男子  
 ハ髪をふとつみけく結ひ其餘りをうしろに垂るそ  
 のふとつみけく結ひ其餘りをうしろに垂るそ  
 逆髪と加豆羅といふ結ひ其餘りをうしろに垂るそ  
 うたれこり今の女の髪わけといふハ其遺俗なり此時



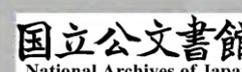
まよひし所も御須麻流の玉を左右の掌と臂と足とに  
 置て生れゆひしとも左右の掌不置て生出されしとも  
 又糸てその生り出し所五柱とも六柱ともいひその名  
 も次第も諸書に見えし所はのく異同あり日本書紀に  
 在今や、命又多岐てその餘を以て五柱とす但し日  
 本書紀注の一書にハ忍穂耳尊の御事押穂耳とも忍穂  
 六柱と見えし説あり  
 根とも忍骨とも云るし勝速日命とも吾勝尊とも申し  
 を古語拾遺にふるに此尊とハ天照大神特甚鍾愛して  
 常に御腋イダに懐イダきまひし故に稱して腋子イダコと申せしと  
 又和歌子イダコといふハ其轉語也といふ天之穂日命ハ天之  
 即是菅家之祖

善ホヒ卑能命とも云るに出雲臣土師連ホヒの祖即是菅家之祖  
 也天津彦根命ハ天津日子根命とも云るす凡河内直山  
 城直子の祖なりといふ熊野忍隅命とも熊野櫛樟日命  
 按むるに天照大神素盞烏神共に誓給ひて各男女の神  
 を生ゆひしといふことと云れ又上古の俗言嗣し所即て  
 盡く信まるといふこれと素盞烏神衆神のためは逐  
 つれ衆神のため拒ま進退維れ谷キタりちまひしにあり  
 るみづうらの御子と質とし奉り天照大神より質子  
 給りて其危難をまくまんとめは高天原に還上り  
 めひし事とかくハ言嗣ましなるべし又姁命を見ま



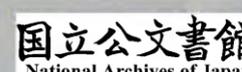
うせざしけ罷らんハ忍びずと言ひしハ天倫の情を  
 ち誠まふらるべきこと也三柱の女神ハいつきの神の  
 子なるを箕子として出されこりけん古よりつひもつ  
 わくざれば詳なるに  
 素盞鳥神五十猛命とひきみく新羅國ニ天降り此地ニ居  
 ころん事を好むひみく出雲國鍛之川上鳥上峯子至り  
 高志の八岐大蛇と斬須我の地ヲ宮居して國神の子撫  
 名田比賣としうへて妃と一八島士奴美神を生後子  
 熊成峯に坐してつひニ根の國ニ入ぬり  
これ旧事紀古  
車記およぶ  
 てふるんと  
 とはふる

五十猛命よハ大屋彦神といゆ舊事紀ニ此神を有功  
 之神とい一説ニ素盞鳥神之子といふ天降りし時多  
 ハ十種子噉ふべき樹種をりちて韓地ニ殖ばして盡く  
 以て持歸りて其妹大屋姫命抗津姫命と三柱の神共ニ  
 筑紫より始め大八洲之内ニ殖播さるといふ所か  
 して青山を以て紀伊國所祭之神是也と見えまき有り功  
 之神とすといふにされハ五十讀で伊曾といふ其義  
 伊佐と同一くその神功を稱せし所と見えまき伊曾と  
 佐といふハ其語神名式紀伊國名草郡伊太郎會神社大  
 音の轉せりなり神名式紀伊國名草郡伊太郎會神社大  
 屋都比賣神社都麻都比賣神社共に名神太社と見え



り舊説又其伊太祁曾ハ五十猛神也といふ釋日本紀  
十猛讀ニイタケといふ神名式出雲國の按韓國伊太  
氏神社紀伊國の伊太祁曾神社並皆此神を祭也  
イタケイタテイタキ皆是一聲の溥也新羅國ハカ韓地即今朝鮮  
東南之地也素盞烏神天降りませしより神去りませし  
マての事共舊事紀古事記日本書紀ホ又見るし所の  
文特マ長しの木要をとりてさに注ん  
初マ素盞烏神新羅曾尸茂梨之處子降りぬり此地ハ我  
居らんことと欲カつんとて墳土を以て船を作り乘りて東  
マ渡りて出雲國敷の河上鳥上峯に至りぬり  
ハ詳なるぬと又えこまどもこれハ新羅の国人神を祭  
とつうさどれるとのといふ似こり墳土を以てふ孫

を作るとハ其事を神にすべきな免にいふ所なるべし  
出雲國ハ即今の出雲國の地敷此河ハ古事記又肥川と  
まるしその國の風土記ハ斐伊川を出して大原の  
郡マありその水原ハ仁多の郡鳥上峯より出づと見え  
り也  
其河上より著流下きるを見て水上マ人ありとおがて  
尋覓メ上り往ぬふに老夫と老女と二人あり童女を中マ  
置て泣くその名を問ぬふマ老夫答へて我ハ國ツ神大山津  
見神之子我名ハ足ア摩ウ乳ツ妻の名ハ手テ摩ナ乳ツ女の名ハ奇ク縮シ田ガ  
比賣ヒといふ大山津見神ハ前にマ足ス速イ秋津日子神妹速イ秋津比  
賣ノ神の生し所なるべし足摩ウ乳ツハ古事記ハ足ス名推也  
記ハ日本書紀注ハ脚摩を出するマ手テ摩ナ乳ツハ古事  
記ハ奇ク縮シ田ガ比賣ヒハ古事記ハ脚摩を出するマ手テ摩ナ乳ツハ古事  
記ハ奇ク縮シ田ガ比賣ヒハ古事記ハ脚摩を出するマ手テ摩ナ乳ツハ古事



紀注ハ真髮觸奇稀田媛と云ふされ  
神名式ヲハ久志伊奈太伎比咩と云ふれ

素盞烏神又其哭よしを向所ひしに我子もとよ了八比推  
子あり高志の八岐大蛇毎年に来り喫ふ今又來へき時な  
るうゆ志に泣くといふ其形を向所ふ被眼ハ赤加賀智  
のごとくにし身ハ一つ八頭八尾ありて其身にハ蘿又  
松柏相檜生ひ其谿ハ谷峽八尾に度了其腹をえるにらと  
ごとく常に血爛きたりといふ高志ハ出雲国神門郡にあ  
ハ岐大蛇ハ古事記にハ八岐遠呂智と云ふなるべし  
に或ハ大蛇といひハ蜘蛛なといひしハ皆これ惡神の時  
其類を殘害するりのを稱とし也來り喫ふといふハ其  
劫奪をいふなりべし赤加賀智ハ即酸醬をいふハ身  
ハ頭ハ尾ありとハ一人又ハ谷ハ尾の地に擣るなる  
べし又ハ其兄弟ハ頭ありしも云ふべし其地に擣るなる  
大

蛇といふになりて其事をかことりいふ  
の類の如くなるをこれ我國の文の躰也

其丈夫に汝の女ハ我に奉らむやとめよひしふかしこ  
し又御名を覚らんと申す我ハ天照大御神の弟天より今  
降きりと言ひしらハ其父母の神とらハかしこみ立奉ら  
んと申すまれと湯津々間擗取り成して御鬘に挿と  
よひ其父母の神と告てハ鹽折之酒を醸し又廻垣作りて  
其垣ハ八つ此門を作り毎門ハ八つの佐受伎を結ひそ比  
佐受伎むとに酒船を置いて酒を盛りて待しむかしこし又  
むとハ其童女を奉ら人事恐きなり又いなる神とも  
去りよるせむといふ也かしこみ立奉らんとハ恐あ  
きとハ奉らんといふれり湯津々間擗前に見えこり彼  
童女を隠し置きぬし事を其名の橋名田比賣又久志







其妃哥稻田姫生る所の御子の名ハ島士奴美神也申レ又  
大山津見神之女大市姫を娶りて大年神稻倉魂神等二柱  
を生むハ島士奴美神の母ハ下ニ詳也大山津見の母ハ前  
の父もれ宇迦能御魂神と云る事  
其後素盞鳥神熊成峯にまゝく遂に根の國に入給へ  
又熊成峯其所未詳出雲國風土記神名式かによりに熊野  
大神の社おろし熊野山ハまゝれもろくたろく  
根の國のいり初ハ神まりまじらるるを  
くいりて結ぶ  
りハ文と結ぶ  
まうたえなり  
ハ島士奴美神舊事紀みそ稻田姫を妃として所生之兒  
大己貴神此神又ハ八島士奴美神とも大國主神とも清

ノ湯山主三名狹漏彦八島篠とも清之繋名坂輕彦八島  
手命とも清之湯山主三名狹漏彦八島野とも申と云  
るされ又其大己貴神の名ハ大國主神とも大物主神と  
も國造大穴牟遲命とも大國王神とも顯見國王神とも  
葦原醜雄命とも八千矛神とも申して並ニハ名ありし  
也云るされきり心得られず大己貴神の御事をハ島士  
奴美神とも申したるハ其名ハハフに限るべし  
ず旧事紀ニ云る所前後通古事記ハハ島士奴  
美神の子布波能母遲久須奴神此神之子深淵之水夜禮  
花神此神之子游美豆奴神此神之子天之冬衣神此神之

子大國主神又の名ハ大穴牟遲神也葦原色許男神也  
 毛八千矛神也宇都志國玉神也申して並に五名あり  
 すと云るべりさうバ大己貴神ハ素盞烏神六世の孫  
 てもよし也新撰姓氏録に云る所も大己貴神  
 ハ素盞烏神六世の孫なる由又えきり日本書紀にハ素  
 盞烏神奇稻田姫を妃として生れし所の御子大己  
 貴神と云るべし又其注にハ稻田姫生る所ハ清之湯山  
 主三名狹漏彦八島篠と申すべし清之繋名坂輕彦八  
 島乎命とも又清之湯山主三名狹漏彦八島野とも申し  
 此神五世の孫ハ即大國主神也としる所も古語拾遺に

又云し所も大己貴神を以て素盞烏神の御子とんその  
 云る所各おれじうべすべし上古に其徴とすべ  
 きものなれことかくの如し但し舊事紀并に日本書紀  
 注に大物主大國玉神等と大己貴神とする所ハ心得ら  
 ざらん大國玉神と申しを舊事紀に素盞烏神の御子大年  
 神須沼比神の女伊怒姫を娶りて生む所の子大國御魂  
 神ハ大和神也と云るべし所もて神名式に大和國山  
 邊郡大和坐を大國魂神と言ふの即此也大物主神の  
 事ハ下の注に及んべし

其後大己貴神少彦名命と共に二柱の神葦原中國乃如水









